

# 余裕期間制度 イメージ図

## ①発注者指定方式:発注者があらかじめ実工期の始期の日を指定する方式



※発注、契約時とも同じ

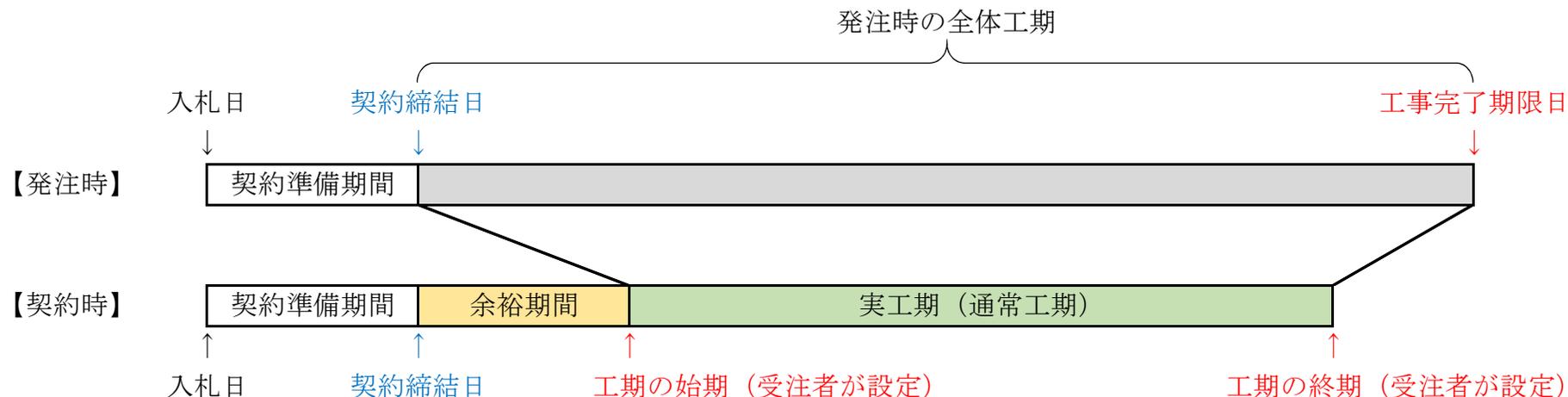
【発注時】 全体工期（余裕期間＋実工期）で発注

【契約時】 全体工期で契約締結

※準備等が整った場合等で、工期の始期を変更する場合は、発注者と協議の上、通常 of 工期の変更契約を行う。

河川工事など施工期間が限定される工事などに適している。

## ②フレックス方式:発注者があらかじめ示した全体工期の中で、受注者が実工期の始期、終期の日を設定する方式



【発注時】 全体工期（余裕期間＋通常工期）で発注

【契約時】 受注者は、契約締結前までに工期を決定し、「工期の始終期届出書」を提出し、契約書に全体工期と実工期を記載

材量手配に期間を要する工事や、植栽工事、大規模な仮設を含む工事などに適している。